



羽曳野労働基準監督署発表  
令和8年6月24日

【照会先】  
羽曳野労働基準監督署  
電話 072-942-1308

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 (資格を有しない労働者にクレーンの玉掛けの業務を行わせた疑い)

令和8年6月24日、羽曳野労働基準監督署（署長 <sup>おおとたかし</sup> 大戸孝司）は、株式会社八尾シヤールリング工業所及び同社代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

### 記

#### 1 被疑者

- 株式会社八尾シヤールリング工業所 <sup>や お</sup>（以下「被疑会社」という。）  
所在地：大阪府羽曳野市大黒  
事業内容：鋼板切断加工販売業
- 同社代表取締役A（以下「被疑者A」という。）

#### 2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aともに

労働安全衛生法違反

同法第61条第1項

同法施行令第20条第16号

労働安全衛生規則第41条、同別表第3

クレーン等安全規則第221条

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

#### 3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の労働者を指揮するとともに同社の安全管理を行う者ですが、令和7年6月11日、被疑会社本社工場内において、法令で定める玉掛けの資格を有しない外国人労働者Bに、鋼板をつり上げる作業を行わせ、つり上げ荷重1トン以上のクレーンの玉掛けの業務に就かせた疑いがあるものです。

#### 4 参考事項

- (1) 労働安全衛生法では、つり上げ荷重1トン以上のクレーンの玉掛けの業務（クレーンに荷を掛け、荷を取り外す業務）については、技能講習の修了等法定の資格を有するものでなければ、当該業務に就かせてはならないと定められていますが、外国人労働者Bは法定の資格を有していませんでした。
- (2) 適用法条文は別紙のとおり。
- (3) 厚生労働省では、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」として、適正な外国人雇用に関する積極的な周知、啓発活動を行っています。

## 適用法条文

### 労働安全衛生法

(就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

- 2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。
- 3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。
- 4 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、（略）、第六十一条第一項、（略）の規定に違反したとき。
- 二～四 （略）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### 労働安全衛生法施行令

(就業制限に係る業務)

第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一～十五 （略）

十六 制限荷重が一トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が一トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

### 労働安全衛生規則

(就業制限についての資格)

第四十一条 法第六十一条第一項に規定する業務につくことができる者は、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第三（第四十一条関係）

令第二十条第一号の業務～令第二十条第十五号の業務 （略）

令第二十条第十六号の業務

- 一 玉掛け技能講習を修了した者
- 二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者
- 三 その他厚生労働大臣が定める者

## クレーン等安全規則第 221 条

(就業制限)

第二百二十一条 事業者は、令第二十条第十六号に掲げる業務（制限荷重が一トン以上の揚貨装置の玉掛けの業務を除く。）については、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

- 一 玉掛け技能講習を修了した者
- 二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「能開法」という。）第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「能開法規則」という。）別表第四の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者
- 三 その他厚生労働大臣が定める者